**○東北地方整備局告示第百十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 盛岡市津志田中央二丁目二〇一番八から同市津志田町二丁目一〇番三まで | 前 | 一八・〇〇～三五・七〇 | 〇・三六七 | |
| | 後 | 一八・〇〇～三五・七〇 | 〇・三六七 | |

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第百二十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四号 | 盛岡市津志田中央二丁目二〇一番八から同市津志田町二丁目一〇番三まで | 東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

**○東北地方整備局告示第百二十一号**

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| いわき市四倉町字志津五二番一から同市久之浜町金ケ沢字江添二二番一まで | 前 | Ａ　九・〇～六六・〇 | 五・四六三 | 上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | Ｂ　二三・六〇～二三六・八〇 | 六・〇七四 | |

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

**○東北地方整備局告示第百二十二号**

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 相馬市程田字潜石五一番二から福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字裏沢南五八番二まで | 前 | Ａ　一六・一七～一〇一・六〇 | 九・二四九 | 上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | Ｂ　一三・〇〇～二九六・〇〇 | 八・六八八 | |
| | | 一六・五九～一八三・七六 | 八・六八八 | |

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

**○東北地方整備局告示第百二十三号**

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 仙台市宮城野区中野字杉本五九番一から同市宮城野区中野字上小袋田一七番一まで | 前 | 六三・六〇～三〇〇・九一 | 〇・五八二 | |
| | 後 | 五六・〇五～二八二・〇六 | 〇・五八二 | |

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第百二十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 山形市大野目一丁目三三一番三から同市浜崎二四番まで | 前 | 二六・〇〇～一四・二〇〇 | 一・一八〇 | |
| | 後 | 二〇・五〇～九七・二〇〇 | 一・一八〇 | |

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第百二十五号**

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 仙台市宮城野区出花三丁目二七番一から多賀城市市川字中谷地無番まで | 前 | 二二・六二～三〇〇・九一 | 三・一二四 | |
| | 後 | 二四・二四～二八二・〇六 | 三・一二四 | |

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所